

令和4年10月13日

各自治会長様

小清水町長 久保弘志

**マイナポイントの受け取りができる
マイナンバーカードの申請期間の延長について**

日頃より、本町行政の円滑な推進に、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、テレビ報道等でご存知のこととは存じますが、マイナポイントの受け取りができるマイナンバーカードの申請期間が9月末から**12月末まで**延長となりました。

マイナンバーカードの申請・マイナポイントの付与については、役場窓口において、常時ご支援（お手伝い）しています。

カードの申請・ポイントの付与方法がわからない方など気軽にご相談いただきますようお願いいたしますとともに、将来的にマイナンバーカードは生活に必要不可欠なものとなっていきますので、町民皆様のカード取得について貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

小清水町役場 町民生活課町民係

☎62-4472（課直通）

期間延長!



最大20,000円相当の
マイナポイントの受け取りができる
マイナンバーカードの申請期間を

12月末まで延長!!



裏面もあります。

持ってて良かった 『マイナンバーカード』



<その1> マイナポイントがもらえます。

15歳未満の子供のマイナポイントについては、親（法定代理人）が子供の代わりにマイナンバーカードを取得し、マイナポイントの申込み手続きが必要です。

親名義のキャッシュレス決済事業者で申し込むことができます。

同じキャッシュレス決済事業者に複数人のマイナポイントの合算はできません。

申込み例) 父 ⇒ 「PayPay (チャージ)」《父名義》

母 ⇒ 「ペコマ (電子マネー)」《母名義》

子 ⇒ 「nanaco (電子マネー)」《父名義》

子 ⇒ 「ララカード (プリペイド)」《母名義》

<その2> 住民票の取得が便利です。

マイナンバーカードを持っていれば、全国の市区町村等の窓口で「住民票」を取得することができます。

例) 札幌市の区役所の窓口で、小清水町の住民票を受け取れます。

(住民票が小清水にあり、町外に居住している学生さんは便利です。)

<その3> 転入・転出が便利です。

マイナンバーカードを持っていれば、事前にオンラインで転出届・転入予約*ができ、窓口等での手続きの時間が短縮できます。

具体的には、転出元となる小清水町役場へ出向く必要がなくなり、転出先への届け出だけで済みます。

※ 令和5年より開始予定

<その4> 通院に便利です。

マイナンバーカードを持っていれば、保険証を忘れても病院受診ができます。

受診できる病院・診療所・歯科・薬局等の数は、10月2日現在で道内2,660箇所となり、今後も増え続けていきます。

現在、高校生の方・保護者の方

現在、高校生の方は、近い将来、進学・就職されることと思いますが、進学先・就職先では、マイナンバーカードが必要となっています。卒業前にあわてて取得するのではなく、事前に準備しましょう。

ついでに、マイナポイントもゲットしよう！

☆役場窓口において、カードの申請・ポイント付与のお手伝いをしています。気軽にご相談ください。